

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 保険医療機関の指定
昭和四十九年六月鳥取県告示第四百九十七号の一部改正
 - 解除予定の保安林 (六件)
 - 土地改良区の役員住所の変更
 - 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
 - 土地改良事業の認可 (二件)
 - 基本測量の終了
 - 土地収用法による土地の立入りの許可
 - 都市計画の決定に係る案の縦覧
 - 都市計画の変更に係る案の縦覧
 - 建築基準法による聴聞
- ◇ 人委規則
 - 鳥取県営米子武道館の使用料の徴収の事務の委託
 - 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩 井 医 院	鳥取市朝月一三―三	昭和四十九年十二月二十五日
北 村 医 院	鳥取市湯所町二丁目 二〇五―一	十六日
伊 藤 内 科 医 院	米子市上福原字北浜温泉 一八三九―六	二十五日
北 村 医 院 分 院	岩美郡岩美町浦富 一七四六	十六日

鳥取県告示第二号

昭和四十九年六月鳥取県告示第四百九十七号(昭和四十九年度地籍調査事業計画の決定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

に改める。

表中

〇・六四平方キロメートル
一・〇〇〇〃

を

〇・六二平方キロメートル
〇・九八〃

鳥取県告示第三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字宇野田山一一四一の二、字大平ル平ラ一一〇二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

鳥取県告示第四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字栗祖二〇二〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡岸本町丸山字朝日当一六四六の四、一六四六の六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上荒舟字小虫谷奥六四四の二一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町福万来字野路山川東一五〇（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町本郷字鍛冶屋原ノ上ミ一八五一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に兼任を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

久米ヶ原土地改良区

理事	徳本千忠	
	変更前	倉吉市服部九七九番地一
	変更後	倉吉市服部九七九番地の十六

鳥取県告示第十号

昭和四十九年七月二十二日付けで東伯郡羽合町大字久留二六番地の一羽合町農業協同組合組合長理事本多不二雄から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十一号

昭和四十九年十二月十六日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（小屋ヶ鼻地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年一月十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大栄町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十二号

気高町から申請のあつた町営土地改良(夏ヶ谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(倉田地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年十二月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量

二 作業地域

鳥取市

三 終了年月日

昭和四十九年十二月三日

鳥取県告示第十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

変電所建設工事及びこれに伴う付帯工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

溝口町大字畑池字森脇、字畑池中央、字東畑池及び字池田、大字福居

字上の名、字須鎌及び字藤屋並びに大字福島字福島

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十年一月二十日から昭和五十年十二月三十一日まで

鳥取県告示第十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、

米子境港都市計画緑地を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を決定する土地の区域

第一号 日野川緑地

米子市皆生字上沖林、字下河端、字古屋敷及び字上場、上福原字河端、字上河端、字下浜中及び字上新田、車尾字石原新田並びに吉岡字三崎新田並びに西伯郡日吉津村富吉

二 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇番地 米子市役所

三 縦覧期間

昭和五十年一月十一日から昭和五十年一月二十四日まで

鳥取県告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に

意見書を提出することができる。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画を変更する土地の区域

第五・四・一号 美保公園

追加する部分

鳥取市吉成字鯛田、字新田、字土居垣、字松之下、字若宮、字迷川、字西分木、字西ノ尺及び字六反田

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一六番地 鳥取市役所

三 縦覧期間

昭和五十年一月十一日から昭和五十年一月二十四日まで

鳥取県告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第十項の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の日時及び場所

昭和五十年一月十四日 十三時三十分から

米子市糺町一丁目 鳥取県営米子武道館会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第六項ただし書の規定により次の許可をしようとするものである。

1 申請者

米子市末広町五十八番地

株式会社米子製鋼所

取締役社長 永東忠寿

2 建築物の位置

米子市末広町五十八番地

3 建築物の用途

鋳鋼加工工場

4 工事種別

増改築

5 建築物の構造

鉄骨造

6 建築物の面積

建築面積 六千五百四十四・八五平方メートル

延べ面積 六千五百四十四・八五平方メートル

鳥取県告示第十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県営米子武道館の使用料の徴収の事務を米子市に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年一月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年一月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第二条関係)」に改め、同表の21の項中

町 長	部 局	課長	庶務係長	財政係長
-----	-----	----	------	------

を

保	町 長
---	-----

育 育 所	所 長
部 局	課長 庶務係長 財政係長

に改め、同表中40の項を削

り、41の項を40の項とし、42の項を41の項とし、43の項を削り、同表44の

項中「五カ町村」を「九カ町村」に改め、同項を同表42の項とし、同表中45の項を削り、46の項を43の項とし、同表に次の六項を加える。

44 米子市外九か町村衛生施設組合

機 関	職
事 務 局	局長 庶務課長

45 鳥取県西部広域行政管理組合

機 関	職
事 務 局	局長 業務課長

46 中都市町村共同施設管理組合

機 関	職
事 務 局	局長 次長

47 北条町羽合町泊村中学校組合

機 関	職
教育委員会の補助機関	教育長
中 学 校	校長 教頭

48 気高郡衛生施設組合

機 関	職
事 務 局	局長

49 八頭東部衛生施設組合

機 関	職
管理者の補助機関	局長

別表に備考として次のように加える。

備考 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は財政課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】